骸炭工場總從業員待遇爭議

一、名　稱　中野骸炭工場　外四工場

二、所在地　福岡縣企救郡城野近小倉市三萩野

三、事業の種類　骸炭製造

四、資本金　約貳萬八千圓（五工場）

五、代表者　事業主　中野[illegible]　外四名

六、從業員數　二十名（五工場）

七、爭議參加員數　全員

八、爭議發生年月日　昭和十一年十月二十二日

九、同解決年月日　同年十月二十三日

十、發生原因

十月一日骸炭製造の五工場主が石炭値上りに伴ひ骸炭一俵に五錢の値上を申合し同十日より實施する旨發表したる爲從業

員より値上を要求したるに因る。

十一、要求事項

1、骸炭一俵製造に付從來參錢五厘なりしを五錢に値上すること

2、從來無賃なりし骸炭一俵に付五錢とす

3、從業員組合結成並規約作成を承認されたし

（以下二項は二十三日追加）

4、爭議費用事業主側負擔

5、爭議に對する犧牲者を出さざること

十二、經過

十月二十二日午前一時五工場の從業員二十名は待遇改善要求に關して協議の結果交涉委員三名を擧げ各事業主に交渉を始める一方午前四時の始業時間より罷業に入つた。